平成２４年（フ）第７号
川崎市川崎区富士見１丁目６番15―1402号
破産者　前田　建一
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
東京都町田市高ケ坂1796番地１　公社住宅Ａ750、開始決定時の住所川崎市宮前区野川4042番地１　鷺沼ガーデン102―1201
破産者　田中　喜榮
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
川崎市中原区下小田中２丁目38番10―203号　パレスファースト
破産者　高山　竜一
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６７６号
名古屋市西区新道１丁目２番18号　アベニュー22―407号
破産者　近藤　豢夫
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４９８号
名古屋市南区三吉町１丁目63番地　スカイハイツふじ203号、開始決定時の住所名古屋市南区北頭町３丁目11番地　宝北頭ハイツ417号
破産者　加藤　俊行
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８４６号
名古屋市名東区猪子石原３丁目702番地　グランドマリナー102号
破産者　本多やす子（旧姓増田）
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７０号
大阪府高槻市別所新町６番６号
破産者　山下　隆彦
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６８１号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番15―501号
破産者　野中　公志
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７６号
大阪府寝屋川市讃良西町６番10―407号、前住所大阪府寝屋川市萱島東２丁目３番11号
破産者　松永　利雄
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２７号
北海道空知郡南幌町栄町４丁目２番３―103号、開始決定時の住所北海道空知郡南幌町緑町４丁目３番16号
破産者　金丸コズヱ
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第４号
北海道岩見沢市緑町５丁目16番５号　グッドウィルファーストＢ号室
破産者　納口美希子
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第２４５号
広島県福山市川口町３丁目17番３号　サンハイツ川口Ａ―103、旧住所広島県福山市西新涯町２丁目３番19号　レオパレスグレート芦田Ⅱ111
破産者　上野　　哲
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７００号
熊本市西区池田２丁目24番10号　コーポエンゼルＣ―103
破産者　川上　誠二
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４９号
熊本県人吉市鶴田町88番地
破産者　月野　悦子
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３６号
福島県南相馬市原町区上町１丁目58番地
破産者　有限会社寺島兄弟タイル工業
1　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
2　一般調査期日　平成24年９月10日午後２時
平成24年６月15日　福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１１７９号
愛知県愛西市須依町元屋敷26番地７
破産者　宇良たみ子
1　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
2　一般調査期日　平成24年10月２日午前10時15分
平成24年６月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６７１号
大阪府豊中市東豊中町６丁目６番５―101号、住民票上の住所大阪府吹田市長野西17番11―408号
破産者　安田　奈々
1　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
2　一般調査期日　平成24年８月23日午後４時
平成24年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部